

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)		
地域名 (地域内農業集落名)	紫尾区 (紫尾下・紫尾中・紫尾上)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 12 月 16 日 (第 1 回)		

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化は年々高くなってきており、農業労働力の減少による耕作放棄地の増加及び集落機能の低下が懸念され、営農形態の改善が必要となってきた。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲栽培については、品質向上と収量アップに努力する。併せて、高収益の作物との複合化を検討しながら地域として産地化を図る。このほか飼料用米などについても検討する。
- ・米に替わる作物を町の重点推進作物等「さといも」「かぼちゃ」を中心に作付けを検討する。
- ・生産牛の畜産農家との連携を図り、耕畜連携による自給粗飼料の確保に向けた飼料作物（WCS）生産等に向けた検討を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地を中心に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
耕作放棄地については、原因を調査し対応を協議する。また、耕作放棄地にならないように、農地中間管理機構等を活用し担い手へ集積する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・用水路の改修に向けて検討を進める。 ・取水口の距離が長いため、水路も小さく水が不足している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規参入者等がスムーズに農業を始めるため、また、その後も安定した経営ができるように、町やJ A、県などと連携してフォローアップを行い、地区の後継者として育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業管理センターの農作業受委託を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害の被害を減少させるため、防護柵や電気柵の設置を推進する（取組中100%）。あわせて地域でも餌場などを作らない取組を行っていく。</p> <p>⑦中山間地域等直接支払い制度などを活用し、草刈り、水路整備を行う。</p> <p>⑨竹林改良を行い筍の生産を推進する。</p> <p>⑨農業後継者の育成・確保に努めるとともに、農作業受委託や農地の利用集積を進め、地域農業の確立と生産性向上に努める。</p>
--